書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第１３８１号
熊本市東町４丁目９番２―403号
破産者　中島美和子（旧姓高田）
異議申述期間　平成21年８月18日まで
平成21年６月26日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１０５６号
熊本市御領８丁目４番25号
破産者　東　　弦子
異議申述期間　平成21年８月21日まで
平成21年６月26日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第８７０号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目６番20号
破産者　大和交通株式会社
異議申述期間　平成21年８月24日まで
平成21年６月25日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３１９号
神奈川県川崎市宮前区有馬１丁目13―１―306、住民票上の住所東京都港区高輪４丁目24―55―418
破産者　川端　康一
免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
平成21年６月26日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２０４６号
東京都千代田区外神田３丁目８番11号
清算株式会社　株式会社カーサルーチェ
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第１３号
埼玉県春日部市大場1256番地
清算株式会社　太田モールド株式会社
代表清算人　平山　眞二
１　決定年月日　平成21年６月23日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　別紙記載の各協定債権者は、本協定の認可の決定が確定した日をもって、清算株式会社に対し、各協定債権の全額につき、その債務を免除する。
２　本協定の認可の決定が確定した後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から換価費用その他の優先的債権の弁済費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
（別紙）
債権者１　株式会社栃木銀行（埼玉県春日部市大場1120―１）
債権額　金141,525,052円
債権者２　株式会社る・プラ（東京都足立区千住橋戸町64）
債権額　金54,986,695円
債権者３　被相続人亡太田弘相続財産管理人弁護士　竹川　淳一（埼玉県越谷市南越谷４―１―12弁護士法人アームズ法律事務所）
債権額　金32,491,698円
債権者４　太田　定子（埼玉県春日部市大場1256―６）
債権額　金4,694,170円
債権者５　太田　清士（埼玉県春日部市大場1256―６）
債権額　金29,000,570円
債権者６　福岡　弘美（東京都世田谷区桜ヶ丘１―３―15）
債権額　金6,000,000円
債権者７　埼玉県信用保証協会春日部支店（埼玉県春日部市粕壁１―５―15）
債権額　金28,979,333円
債権額合計　金297,677,518円
さいたま地方裁判所第３民事部

監督命令

平成２１年（再）第２号
福島市飯坂町字西滝ノ湯１番地
再生債務者　有限会社厳の湯
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　福島市大町２番32号　並木通りコロールビル４階　弁護士法人ブレインハート法律事務所　弁護士　菅野　晴隆
平成21年６月24日
福島地方裁判所第１民事部

平成２１年（再）第１８１号
東京都新宿区歌舞伎町１丁目23番10号
再生債務者　株式会社勇栄商事
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区神田須田町１丁目13番８号　加納ビル４階　東京まどか法律事務所　弁護士　錦織　秀臣
平成21年６月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１８３号
東京都練馬区谷原２丁目12番３号
再生債務者　石田　貞夫
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区虎ノ門２－８－１虎ノ門電気ビル３階　多田総合法律事務所　弁護士　鈴木　雅芳
平成21年６月23日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２１年（再）第１号
群馬県前橋市三俣町２丁目11番地15
再生債務者　中央興業株式会社
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年７月15日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年８月26日から平成21年９月９日まで
前橋地方裁判所民事部

平成２１年（再）第１６８号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本980番地
再生債務者　合資会社大東館
１　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年７月22日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年８月26日から平成21年９月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１７７号
東京都中央区日本橋小伝馬町14番５―905号
再生債務者　長尾　恒男
１　決定年月日時　平成21年６月23日午後３時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年７月22日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年８月26日から平成21年９月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１７８号
東京都中央区日本橋小伝馬町14番５―905号
再生債務者　長尾しげ子
１　決定年月日時　平成21年６月23日午後３時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年７月22日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年８月26日から平成21年９月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１号
福井県三方上中郡若狭町兼田18号５番地
再生債務者　株式会社辻本組
１　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年８月24日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年10月２日から平成21年10月13日まで
福井地方裁判所敦賀支部